

八代市未来チャレンジ企業創出支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市及び県の経済をリードしていくことが期待される市内の中小企業者を八代市未来チャレンジ企業として認定し、総合的かつ継続的な支援を行うことにより高い付加価値額を産み出す企業を育成し、及び創出することを目的として実施する八代市未来チャレンジ企業創出支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 付加価値額 企業の決算に基づき算定した営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。
- (2) 八代市未来チャレンジ企業 事業活動により1年間に産み出す付加価値額がおおむね10億円未満の企業であって、今後成長が見込まれる企業として市長の認定を受けたものをいう。
- (3) 協力機関 この事業に対する協力の意思を表示した機関をいう。

(認定の要件)

第3条 八代市未来チャレンジ企業（以下「未来チャレンジ企業」という。）の認定（以下単に「認定」という。）の対象となる企業は、次に掲げる要件の全てを満たす企業とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業者であること。ただし、実質的に大企業が支配していると認められるものを除く。
- (2) 八代市企業振興促進条例（平成17年八代市条例第100号）第2条第1号アに規定する業種であること。
- (3) 本市に事業所を有し、及び今後おおむね10年間以上有する見込みがあること。
- (4) 本市において地域経済を牽引する企業となることを目指し、その計画を有していること。
- (5) 市税を完納していること。

(認定申請)

第4条 未来チャレンジ企業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請期間内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 八代市未来チャレンジ企業認定申請書（別記第1号様式）
- (2) 申請期間の開始日（以下「申請開始日」という。）の前日までに確定している直近の決算に係る付加価値額算定表（別記第2号様式）
- (3) 八代市未来チャレンジ企業成長計画書（別記第3号様式。以下「成長計画書」

という。)

(4) 申請開始日の前日までに確定している直近2営業期間の決算に係る貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細書

(5) 市税納税証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

(不誠実行為の禁止)

第5条 申請者は、認定の申請に当たり、事実と異なる内容を記載する等不誠実行為を行ってはならない。

(審査会への付託)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容が適正であるか調査の上、八代市未来チャレンジ企業認定審査会設置要領（平成30年3月30日経済文化交流部長専決）に基づき設置する八代市未来チャレンジ企業認定審査会（以下「審査会」という。）に付託し、認定の審査を行うものとする。

(認定)

第7条 市長は、前条の規定による審査の結果に基づき、認定を行うものとする。

(認定の通知)

第8条 市長は、前条の規定により認定を行ったときは、速やかに申請者に八代市未来チャレンジ企業認定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(認定内容の変更)

第9条 前条の規定により認定の通知を受けた未来チャレンジ企業は、前条の規定による通知を受けた後、その認定を受けた内容に変更が生じたときは、速やかに変更届出書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、未来チャレンジ企業は、前条の規定による認定の通知を受けた後、その認定を受けた内容に著しい変更が生ずるときは、変更が生ずる前に次に掲げる書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更申請書（別記第6号様式）

(2) 成長計画書

(3) その他市長が必要と認める書類

(変更の承認)

第10条 市長は、前条第2項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、変更の承認をし、速やかにその旨を当該未来チャレンジ企業に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認をするに当たり、必要と認める場合には、審査会の意見を聴くことができる。

(認定の有効期間)

第11条 認定の有効期間は、認定の日から同日後の当該未来チャレンジ企業における3回目の事業年度終了の日までとする。ただし、未来チャレンジ企業が認定の有効期間の延長を希望するときは、市長の承認を受けた上で、同日から引き続き2年を超えない範囲内で延長することができる。

(認定の有効期間の延長)

第12条 未来チャレンジ企業は、前条ただし書の規定により認定の有効期間の延長を希望するときは、有効期間が満了する日の1月前の日までに次に掲げる書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 認定期間延長申請書(別記第7号様式)

(2) 成長計画書

(3) その他市長が必要と認める書類

(認定の有効期間の延長承認)

第13条 市長は、前条の規定による認定期間延長申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、認定の有効期間の延長を承認することができる。

2 市長は、前項の規定による承認をするに当たり、必要と認める場合には、審査会の意見を聴くことができる。

(認定の有効期間の延長承認通知)

第14条 市長は、前条第1項の規定による承認を行ったときは、速やかに当該未来チャレンジ企業にその旨を通知するものとする。

(定期報告)

第15条 未来チャレンジ企業は、認定の日以後終了する当該企業における各事業年度に係る次に掲げる書類を、その事業年度に係る法人税法(昭和40年法律第34号)の規定による確定申告書の提出期限の日までに市長に提出しなければならない。

(1) 定期報告書(別記第8号様式)

(2) 進捗状況管理表(別記第9号様式)

(3) 付加価値額算定表

(4) 貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 未来チャレンジ企業は、認定の日前に終了する当該企業における事業年度に係る決算が、申請開始日以後に確定したときは、その事業年度に係る法人税法の規定による確定申告書の提出期限の日と認定の日から1月を経過する日のいずれか遅い日までにその事業年度に係る前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、未来チャレンジ企業に対し、成長計画書の進捗状況について、口頭又は文書により報告を求めることができる。

(認定の取消し及び変更)

第17条 市長は、未来チャレンジ企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、未来チャレンジ企業の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 未来チャレンジ企業としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 地域経済を牽引する企業としての成長の見込みが極めて少なくなったとき。
- (5) 事業活動を中止し、又は廃止したとき。
- (6) 支援への協力がなされず、当該事業の実施に大きな支障が生じたとき。

(認定を受けた者の役割)

第18条 未来チャレンジ企業は、成長計画書に掲げる成長計画が実現するように努めなければならない。

2 未来チャレンジ企業は、協力機関に対し成長計画書に掲げる成長計画を実施するための事業立案・執行等に関する助言等を求めることができる。

(協力機関の役割)

第19条 協力機関は、市及び未来チャレンジ企業から協力要請があった場合には、この事業の目的が達成できるよう積極的に協力しなければならない。

(企業情報の取扱い)

第20条 協力機関及びその職員は、この事業によって取得した企業情報等の機密保持に努め、当該企業の事前の承認を得ずに第三者への開示・漏洩又はこの事業の目的以外の目的での利用を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、企業情報等に当たらないものとする。

- (1) 協力機関及びその職員が既に保有していた情報
- (2) 公表されている情報等一般に入手可能又は入手可能となった情報
- (3) 当該企業が事前に公表を承認した情報

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。